

子発 0331 第 11 号
社援発 0331 第 34 号
令和 2 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

保育所における第三者評価の改訂について

保育所における第三者評価事業については、平成 17 年 5 月 26 日付け雇児保発第 0526001 号、社援基発 0526001 号「保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」により実施されており、当該通知においては、平成 28 年に改定が行われているところである。

平成 30 年には第三者評価基準のもととなる、全福祉サービス共通の共通評価基準が改定され、同年に改定保育所保育指針が適用となっている。その改定の内容を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービス質の向上推進委員会」で、見直しに向けた検討が行われてきたところである。

今般、同委員会での報告を踏まえて、新たに本通知を発出することとなった。

各都道府県においては、都道府県推進組織、貴管内市町村及び所管法人等の関係者に周知の上、適切な実施にご配意願いたい。

また、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 改正の背景

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 78 条第 1 項において、「福祉サービスの質の向上のための措置等」として、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」と定められており、これに基づき、社会福祉事業の共通の制度として、「福祉サービス第三者評価事業」が行われている。

この第三者評価事業は、社会福祉事業の事業者が任意で受ける仕組みであるが、保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備する必要があることから、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、保育分野における第三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「日本再興戦略」改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、当該受診結果について、積極的に「見える化」を進めることと等が規定された。

平成 27 年度施行の子ども・子育て支援新制度では、新たに保育所等における第三者評価受審の努力義務が規定され、平成 30 年に改定された「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」では、第三者評価受審の数値目標の設定及び公表が都道府県推進組織の努力義務となった。

2 改正の概要

今般、第三者評価の受審を促進し、保育所保育指針等の改定内容を踏まえるため、改正することとしている。第三者評価指針改正通知において、共通評価基準については、文言の変更等を改定しているが、保育所での評価が円滑に実施されるようにするため、本来の趣旨が変わらぬよう配慮しつつ、別紙のように「言葉の置き換え」や「内容の加筆・削除」、「保育所独自の内容の付加」を行い、共通評価基準及び判断基準並びに評価の着眼点、評価基準の考え方及び評価の留意点についての解説版を作成した。

共通評価基準の改定に合わせて、内容評価基準についても、項目の整理を行い、判断基準等の内容の見直しを行い、改定した。

言葉の置き換え等を行った共通評価基準ガイドライン及び共通評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインを別添 1-1 及び別添 1-2 のとおり、また、改定後の内容評価基準ガイドライン及び内容評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインを別添 2-1 及び別添 2-2 のとおり示す。

なお、地域型保育事業を行う事業所に係る第三者評価については、保育所における第三者評価に準じて行うこととする。

保育所版における共通評価基準の解説版について

※保育所での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらないように配慮して、以下のように言葉の置き換え、内容の加筆・削除、保育所独自の内容の付加を行っている。

※なお、保育所における保育は、保育所保育指針をもとに行われているため、保育所保育指針を十分理解したうえで評価を行う必要がある。

1.共通評価基準の改定

(1)「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」(平成 30 年 3 月)

○厚生労働省より「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」(平成 30 年 3 月)が通知され、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインが改定された。

○この改正は、社会福祉法人制度の見直しなど、この間の関連制度の改正等による第三者評価事業を取り巻く環境の変化に対応するために行われたものである。

(2) 保育所版第三者評価基準ガイドラインの改定

○共通評価基準は、各福祉施設・事業所の種別に関わりなく共通的に取り組む事項に関し評価する基準であり、保育所版共通評価基準ガイドラインは、平成 30 年 3 月 26 日の「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」のもとに改定した。

○また、保育所での評価が円滑に実施できるよう、保育所保育指針や保育所における保育内容等を踏まえ、共通評価基準ガイドライン本来の趣旨が変わらぬよう配慮し、言葉の置き換えや解説の追加等を行った。

2. 言葉の置き換えについて

※文脈により、言葉の置き換えを行っていない場合もある。

共通評価基準	保育所版
福祉施設・事業所	「保育所」
事業所	「保育所」
利用者	「子ども」「保護者」「子どもと保護者」「子ども・保護者」 (※) 評価項目の内容により書き分け
利用者や家族	「保護者等」「子ども・保護者」 (※) 評価項目の内容により書き分け
利用者会や家族会	「保護者会等」
高齢者や障害のある利用者	「保護者等」
(実施する)(提供する)福祉サービス (提供)(の実施)	「保育」「保育所」 (※) 評価項目の内容により書き分け
サービス	「保育」
組織	「保育所」
専門職の教育	「専門職の研修」
福祉サービス実施計画	「(アセスメントに基づく)指導計画」「保育」 (※) 評価項目の内容により書き分け
管理者	「施設長」
福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等	「保育所等の変更」
能力開発(育成)	「職員の育成」
事業	「保育や支援」
(地域)住民	「地域の保護者や子ども等」
自己決定	意向
意思決定が困難	特に配慮が必要
特性	発達や状況

3. 内容の加筆・修正、削除等について

対照表のとおり。

改正後	現行
<p>I 福祉サービスの基本方針と組織 (略)</p> <p>II 組織の運営管理</p> <p>II-1 管理者の責任とリーダーシップ II-1-(1) (略)</p> <p>II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p> <p>12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p> <p>13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <p>II-2 ~ II-3 (略)</p> <p>II-4 地域との交流、地域貢献 II-4-(1) ・ II-4-(2) (略)</p> <p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> <p>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <p>III 適切な福祉サービスの実施</p> <p>III-1 利用者本位の福祉サービス III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>28 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>29 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p> <p>III-1-(2) ~ III-1-(5) (略)</p> <p>III-2 福祉サービスの質の確保 III-2-(1) (略)</p> <p>III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p> <p>42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p> <p>43 III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。 (略)</p>	<p>I 福祉サービスの基本方針と組織 (略)</p> <p>II 組織の運営管理</p> <p>II-1 管理者の責任とリーダーシップ II-1-(1) (略)</p> <p>II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p> <p>12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p> <p>13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <p>II-2 ~ II-3 (略)</p> <p>II-4 地域との交流、地域貢献 II-4-(1) ・ II-4-(2) (略)</p> <p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>26 II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。</p> <p>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <p>III 適切な福祉サービスの実施</p> <p>III-1 利用者本位の福祉サービス III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>28 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>29 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。</p> <p>III-1-(2) ~ III-1-(5) (略)</p> <p>III-2 福祉サービスの質の確保 III-2-(1) (略)</p> <p>III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p> <p>42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。</p> <p>43 III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。 (略)</p>

改正後	現行
<p>I 福祉サービスの基本方針と組織</p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>① I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 法人（保育所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。</p> <p>b) 法人（保育所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。</p> <p>c) 法人（保育所）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。</p> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 理念、基本方針が法人、<u>保育所内の文書や広報媒体</u>（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 理念は、法人、<u>保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を</u>読み取ることができる。</p> <p>（略）</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、法人、<u>保育所の使命や役割を反映した理念、これにもとづく保育に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が十分に図られていることを</u>評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>○保育は、子どもの尊厳の保持を旨とし、子どもの心身の健やかな育成、その有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして、良質かつ適切であることを基本的理念としています。</u></p> <p><u>○法人、保育所には、子ども一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図られるよう子どもの権利擁護を基礎にした事業経営、保育の提供が求められます。</u></p> <p>【理念と基本方針】</p> <p>○保育の提供や経営の前提として、<u>法人、保育所の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要</u>です。特に、福祉サービスを提供する<u>法人、保育所の理念・基本方針</u>において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。</p> <p>○理念は、<u>法人、保育所における事業経営や保育の拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、保育所のめざすべき方向性を内外に示すもの</u>でもあります。よって、理念は、保育の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。</p> <p>○基本方針は、理念に基づいて保育所の子どもと保護者に対する姿勢や地域との関わり方、あるいは保育所が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。</p>	<p>I 福祉サービスの基本方針と組織</p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>① I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 法人（保育所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。</p> <p>b) 法人（保育所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。</p> <p>c) 法人（保育所）の理念、基本方針が明文化されていない。</p> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 理念、基本方針が<u>文書（事業計画等の法人、保育所）内の文書や広報誌</u>、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 理念は、法人、<u>保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を</u>読み取ることができる。</p> <p>（略）</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、法人、<u>保育所の使命や役割を反映した理念、これにもとづく保育に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が十分に図られていることを</u>評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>【理念と基本方針】</p> <p>○保育の提供や経営の前提として、保育所、<u>法人の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要</u>です。特に、福祉サービスを提供する保育所、<u>法人の理念</u>において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。</p> <p>○理念は、保育所、<u>法人における事業経営や保育の拠り所であり、基本の考えとなります。また、保育所、法人のめざすべき方向性を内外に示すもの</u>でもあります。よって、理念は、保育の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。</p> <p>○基本方針は、理念に基づいて保育所の子どもと保護者に対する姿勢や地域との関わり方、あるいは保育所が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>○本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、<u>法人</u>、保育所の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点から評価します。</p> <p>【職員の理解】 (略)</p> <p>【保護者等への周知】 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○職員への周知については、訪問調査において保育所として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>○理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。</p> <p>○理念、基本方針は適切に明文化され、<u>職員の理解のもとに保育が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。</u></p> <p>《注》 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>○本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、保育所 <u>(法人)</u> の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点から評価します。</p> <p>【職員の理解】 (略)</p> <p>【保護者等への周知】 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○職員への周知については、訪問調査において保育所として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。</p> <p>(略)</p> <p><u>○理念、基本方針のいずれも適切に明文化されている場合であっても、職員、保護者等への周知が不十分である場合は「b」評価とします。</u></p> <p><u>○理念、基本方針のいずれも明文化されている場合であっても、いずれかの内容が不十分である場合や保護者への周知が不十分である場合は「b」評価とします。</u></p> <p>○理念、基本方針の<u>いずれか</u>が明文化されていない場合は「c」評価とします。</p> <p>○理念、基本方針の<u>いずれも明文化されている場合であっても、職員への周知が不十分である場合は「c」評価とします。</u></p> <p>《注》 (略)</p>
<p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p>2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>I-2 経営状況の把握</p> <p>I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p>2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>

改正後	現行
<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○保育所の経営状況について定期的に分析しておくことも、事業経営の安定性や将来展望を描くうえで欠かせません。保育内容や組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○事業経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>	<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○保育所の経営状況について定期的に分析しておくことも、事業経営の安定性や将来展望を描くうえでも欠かせません。保育内容や組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○事業経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>
<p>3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。</p> <div data-bbox="189 940 1371 1054" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (2 I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。</p> <p>○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、4 I-3-(1)-①で評価します。</p>	<p>3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。</p> <div data-bbox="1507 940 2689 1054" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (I-2-(1)-①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。</p> <p>○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、I-3-(1)-①で評価します。</p>

改正後	現行
<p>I-3 事業計画の策定</p> <p>I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p> <p>4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してなく、十分ではない。</p> <p>c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(略)</p> <p>○中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化を図るための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。</p> <p>【中・長期の事業計画】</p> <p>(略)</p> <p>【中・長期の収支計画】</p> <p>(略)</p> <p>○収支計画の策定にあたっては、子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については保育所の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき保育所(法人)の全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(保育所)</p>	<p>I-3 事業計画の策定</p> <p>I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p> <p>4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してない。</p> <p>c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営状況・環境の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(略)</p> <p>○中・長期計画の策定において反映する経営環境等の把握・分析は、理念や基本方針を具体化する事業や保育を効果的に実施する観点から活用されていることが必要です。経営環境等を理由として、理念や基本方針の具現化が図られないことがないようにします。</p> <p>【中・長期の事業計画】</p> <p>(略)</p> <p>【中・長期の収支計画】</p> <p>(略)</p> <p>○収支計画の策定にあたっては、子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するとともに、保育所の増改築、建替えなどにともなう支出について積立てるなどの、資金使途を明確にすることも必要です。適切な財務分析及び、資金(内部留保等)使途の明確化がなされていることも重要です。</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>○本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき体制や設備といった全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。</p> <p>○中・長期の事業計画と中・長期の収支計画のいずれかが策定されていない場合は「b」評価とします。</p> <p>(保育所)</p>

改正後	現行
<p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p>	<p>○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。</p>
<p>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <div data-bbox="189 373 1350 478" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合 (4 I-3-(1)-①が「c評価」の場合) は、「c」評価とします。</p>	<p>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <div data-bbox="1507 373 2668 478" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合 (I-3-(1)-①が「c評価」の場合) は、「c」評価とします。</p>
<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 (略)</p>	<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 (略)</p>
<p>I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 (略)</p>	<p>I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 (略)</p>
<p>II 組織の運営管理</p> <p>II-1 管理者の責任とリーダーシップ</p> <p>II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。 (略)</p>	<p>II 組織の運営管理</p> <p>II-1 管理者の責任とリーダーシップ</p> <p>II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。 (略)</p>
<p>II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p> <p>12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 (略)</p>	<p>II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p> <p>12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 (略)</p>
<p>13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <div data-bbox="189 1738 1448 1864" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p>	<p>13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <div data-bbox="1507 1738 2754 1864" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>II-2 福祉人材の確保・育成</p> <p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p> <p>14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 (略)</p>	<p>II-2 福祉人材の確保・育成</p> <p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p> <p>14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 (略)</p>
<p>15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○職員の育成における、目標管理制度については 17 II-2-(3)-①、教育・研修制度については 18 II-2-(3)-②、19 II-2-(3)-③で評価します。</p>	<p>15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○職員の育成における、目標管理制度については II-2-(3)-①、教育・研修制度については II-2-(3)-②、③で評価します。</p>
<p>II-2-(2) (略)</p>	<p>II-2-(2) (略)</p>
<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>	<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>

改正後	現行
<p>17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取り組みを行っている。 (略)</p>	<p>17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取り組みを行っている。 (略)</p>
<p>18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <div data-bbox="189 380 1347 485" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="189 648 566 684" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画の策定に反映することが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(保育所) ○専門資格には、保育士や社会福祉士など福祉に関わる国家資格、幼稚園の教員免許のみならず、保育・子育て支援の質の向上に資する資格・免許、認定資格等を含みます。19 II-2-(3)-③も同様です。</p>	<p>18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <div data-bbox="1507 380 2665 485" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1507 648 1884 684" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(保育所) ○専門資格には、保育士や社会福祉士など福祉に関わる国家資格、幼稚園の教員免許のみならず、保育・子育て支援の質の向上に資する資格・免許、認定資格等を含みます。II-2-(3)-③も同様です。</p>
<p>19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 (略)</p>	<p>19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 (略)</p>
<p>II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p> <p>20 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p> <div data-bbox="189 1541 1347 1646" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="189 1801 566 1837" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p>II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p> <p>20 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p> <div data-bbox="1507 1541 2665 1646" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1507 1801 1884 1837" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子ども・保護者への配慮が求められます。「実習生等」とは、保育士資格取得のために受け入れる実習生、看護師や保健師等の福祉サービスに関関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修、子育て支援員（見学実習）等の幅広い人材をいいます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子ども・保護者への配慮が求められます。「実習生等」とは、保育士資格取得のために受け入れる実習生、看護師や保健師等の福祉サービスに関関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修、子育て支援員（見学実習）等の幅広い人材をいいます。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>II-3 運営の透明性の確保</p> <p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p><u>21</u> II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、II-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」(26) (27) で評価する事項が適切に公表されているか確認します。</p>	<p>II-3 運営の透明性の確保</p> <p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p><u>21</u> II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、II-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事項が適切に公表されているか確認します。</p>
<p><u>22</u> II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点</p> <p>□保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p>	<p><u>22</u> II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点</p> <p>□保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</p>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>□保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>□保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</u></p>
<p>□保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p>	<p>□保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p>
<p><u>□保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。</u></p>	<p><u>□外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</u></p>
<p>□外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	<p>□外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的</p>	<p>(1) 目的</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説</p>	<p>(2) 趣旨・解説</p>
<p>○福祉サービスに関わる福祉施設・事業所においては、質の高い福祉サービスを実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、福祉サービスを提供する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。</p>	<p>○福祉サービスに関わる福祉施設・事業所においては、質の高い福祉サービスを実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、福祉サービスを提供する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>○また、特に公益性の高い社会福祉法人については、公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、外部監査を活用することも有効です。</u></p>
<p>○さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。</p>	<p>○公認会計士等の専門家による指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。</p>
<p><u>○なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言その他の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と、親族等の特殊の関係がある者が行う監査等は含めません。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>○特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>○このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>○社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましい」としています。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>○ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」(以下「外部監査の考え方」3. 外部監査の実施者を参照)によることが求められます。</u></p>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○また、保育所（法人）の規模を勘案したうえで、<u>外部の専門家による監査支援等</u>を活用し事業、財務等に関するチェックや<u>その</u>結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。</p> <p>○小規模な保育所については、<u>外部の専門家による監査支援等</u>の活用や<u>その</u>結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。保育所における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、事業経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。</p> <p>(略)</p>	<p><u>○外部監査の考え方は、以下のとおりです。</u></p> <p><u>1. 外部監査の趣旨について</u> <u>広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。</u></p> <p><u>2. 外部監査の範囲について</u> <u>①公認会計士法にもとづき公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う財務諸表の監査</u> <u>②公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等</u> <u>③財務状況以外の事項（法人の組織運営・事業等）の監査</u></p> <p><u>3. 外部監査の実施者について</u> <u>外部監査は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や、社会福祉事業について学識経験を有する者等がこれに該当すること。なお、当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。</u></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○また、保育所（法人）の規模を勘案したうえで、<u>外部監査等</u>を活用し事業、財務等に関するチェックや<u>外部監査</u>結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。</p> <p>○小規模な保育所については、<u>外部監査等</u>の活用や結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。保育所における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、事業経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。</p> <p>(略)</p>
<p>II-4 地域との交流、地域貢献</p> <p><u>II-4-(1)</u> (略)</p>	<p>II-4 地域との交流、地域貢献</p> <p><u>II-4-(1)</u> (略)</p>
<p><u>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</u></p> <p><u>25</u> II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的</p>	<p><u>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</u></p> <p><u>25</u> II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(保育所) ○就学に向けての小学校との連携については、「A11A-1-(2)-⑩」で評価します。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(保育所) ○就学に向けての小学校との連携については、「A-1-(2)-⑩」で評価します。</p>
<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) <u>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。</u></p> <p>b) <u>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。</u></p> <p>c) <u>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。</u></p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>□保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。</u></p> <p><u>(保育所)</u> <u>□保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通じて、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</u></p> <p><u>(保育所)</u> <u>□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p>	<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>26 II-4-(3)-① <u>保育所が有する機能を地域に還元している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) <u>保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。</u></p> <p>b) <u>保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。</u></p> <p>c) <u>保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。</u></p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><u>□保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</u></p> <p><u>□保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</u></p> <p><u>□保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</u></p> <p><u>□災害時の地域における役割等について確認がなされている。</u></p> <p><u>□多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p>

改正後	現行
<p>○本評価基準では、<u>保育所（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。</u></p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。</u></p> <p><u>○保育所（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。</u></p> <p><u>○地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活性化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施するなど主体的に動くことが重要です。</u></p> <p><u>(保育所)</u></p> <p><u>○また、保育所（法人）のもつ専門性や特性を活かした取組も福祉サービスを実施する保育所としての重要な役割です。</u></p> <p><u>○具体的には子育て相談支援事業や子育て支援サークルへの支援等、地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な機会の提供や、保護者や子どもの生活に役立つ講演会の開催等が考えられます。相談事業を始めとした地域に開かれた取組を通して、地域住民の多様な相談にこころをこめて応じる中で、福祉ニーズ等を把握することも可能となります。</u></p> <p><u>○さらに、日常的な保育の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない利用者等のニーズを把握することも必要です。</u></p> <p><u>○このほか、施設等のスペースを活用した地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p>	<p>○本評価基準は、保育所が<u>有する機能を、地域に開放・提供する</u>取組を積極的に行っているかを評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>○地域との関わりを深める方法として、保育所の専門的な知識・技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行うことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。</u></p> <p><u>○具体的には、保育、障害者（児）、介護、生活困窮者等の理解を深めるための講習会や研修会・講演会等の開催、福祉に関する相談窓口の設置等が挙げられます。</u></p> <p><u>○また、保育所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことが求められます。</u></p> <p><u>○保育所がその機能を活かし、災害時にどのような役割を果たすかについて、自治体や地域住民とあらかじめ決めておくことも重要な取組といえます。</u></p> <p><u>○保育所のこのような活動を地域へ知らせるための取組も必要です。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点</p>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>○保育所ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。</u></p> <p><u>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。</u></p> <p><u>(保育所)</u></p> <p><u>○保育所を利用する保護者に対する支援については、「A18 A-2-(2)-①」、「A19 A-2-(2)-②」で評価します。</u></p>	<p><u>○事業所の種別や規模によって、具体的な取組は様々だと思われませんが、本評価基準の趣旨にそって、個々の取組について評価を行います。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) <u>把握した</u>地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。</p> <p>b) <u>把握した</u>地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>c) <u>把握した</u>地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>□把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。</u></p> <p><u>□把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</u></p> <p><u>□多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。</u></p> <p><u>□保育所(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。</u></p> <p><u>□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p>	<p><u>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。</p> <p>b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><u>□保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</u></p> <p><u>□民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</u></p> <p><u>□地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</u></p> <p><u>□関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</u></p> <p><u>□把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</u></p> <p><u>□把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p>

改正後	現行
<p>○本評価基準では、保育所（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題等にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。</p>	<p>○本評価基準では、保育所が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく保育所独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。</p>
<p>(2) 趣旨・解説</p>	<p>(2) 趣旨・解説</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>○保育所は、社会福祉に関する知識と専門性ととも福祉サービスを実施するという公益性を有する組織として、地域社会における役割や機能を発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行うことが必要です。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>○地域住民からの意見や要望を把握する場合は、たとえば、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>○日常的な福祉サービスの実施（保育）を通じて、当該福祉サービスでは対応できない子ども・保護者等のニーズを把握することも必要です。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>○また、把握した福祉ニーズにもとづき、これらを解決・改善するための保育所の公益的な事業・活動を行うことも必要です。特に、社会福祉法人については、既存制度では対応しきれない生活困窮問題等の支援など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、従来の社会福祉事業が対象とする範囲以外の生活課題・福祉課題等が顕著化しています。また、地域における生活課題・福祉課題の解決・緩和においては、保育所による専門的な地域への支援のみならず、地域住民の主体的な活動、協力の促進も重要です。</u></p>
<p>○保育所（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。</p>	<p>○保育所においては、その有する機能をもって地域の生活課題・福祉課題を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。</p>
<p><u>○把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための保育所（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>○特に、社会福祉法人については、法人固有の使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>○また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>○こうした保育所の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>○把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、保育所において地域の福祉ニーズ等や事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>○また、災害時には、利用者の安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>○災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>○保育所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。</u></p> <p><u>○また、保育所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。</u></p> <p>(3) 評価の留意点 <u>(削除)</u></p> <p><u>○社会福祉法人が運営する保育所においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。</u></p> <p><u>○保育所（法人）の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。</u></p> <p><u>○地域での公益的な事業・活動は、保育所が実施する地域の福祉ニーズ等に応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。</u></p> <p><u>○なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、保育所の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。</u></p> <p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、<u>事業・活動の計画等の</u>書面でも確認します。</p> <p><u>○保育所ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。</u></p> <p><u>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21Ⅱ-3-(1)-①で評価します。</u></p> <p><u>(保育所)</u> <u>○保育所を利用する保護者に対する支援については、「A18 A-2-(2)-①」、「A19 A-2-(2)-②」で評価します。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点 <u>○保育所が、法定の社会福祉事業及び自治体の補助事業以外に独自に行う取組を評価します。行政からの依頼によりサービス・事業を新規受託することは、評価の対象としませんが、いままで地域の福祉ニーズにもとづいて先駆的に保育所が独自に実施していた事業・活動を発展させ公的に位置づけ、行政側から委託を受けた場合には評価の対象とします。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>Ⅲ 適切な福祉サービスの実施</p> <p>Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス</p> <p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>Ⅲ 適切な福祉サービスの実施</p> <p>Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス</p> <p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p>

改正後	現行
<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (保育所) ○保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければなりません。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (保育所) ○保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行なわなければなりません。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>29</u> Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。</p> <p>b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。</p> <p>c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。</p> <p><u>評価の着眼点</u></p> <p>□子どものプライバシー保護について、<u>社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した</u>規程・マニュアル等が整備され、<u>職員への研修によりその理解が図られている。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>□規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。</u></p> <p>□一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>□子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>29</u> Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護<u>等の権利擁護</u>に配慮した保育が行われている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どものプライバシー保護<u>等の権利擁護</u>に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシー<u>と権利擁護</u>に配慮した保育が行われている。</p> <p>b) 子どものプライバシー保護<u>等の権利擁護</u>に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシー<u>と権利擁護</u>に配慮した保育が十分ではない。</p> <p>c) 子どものプライバシー保護<u>等の権利擁護</u>に関する規程・マニュアル等を整備していない。</p> <p><u>評価の着眼点</u></p> <p>□子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、<u>職員の理解が図られている。</u></p> <p><u>□子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</u></p> <p><u>□子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>□一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。</p> <p>□子ども・保護者にプライバシー保護<u>と権利擁護</u>に関する取組を周知している。</p> <p><u>□規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。</u></p> <p><u>□不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</u></p>

改正後	現行
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準は、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に<u>理解を図る</u>ための取組とともに、子どものプライバシーに配慮した保育が行われているかを評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した保育における重要事項です。</p> <p>(略)</p> <p>○プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を子ども・保護者に周知することも求められます。</p> <p>(3) 評価の留意点 ○子どものプライバシーに配慮した保育の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、保育所の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して<u>理解を図る</u>ことが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。</p> <p>(略)</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。45Ⅲ-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準は、子どものプライバシー保護をはじめ、<u>虐待防止といった子どもの権利擁護</u>に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に<u>周知する</u>ための取組を行うとともに、子どものプライバシーと<u>権利擁護</u>に配慮した保育が行われているかを評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した保育における重要事項です。<u>また、プライバシーの保護のみならず、虐待防止といった子どもの権利擁護に関わる取組も同様です。</u></p> <p>(略)</p> <p>○プライバシー保護と<u>権利擁護</u>に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を子ども・保護者に周知することも求められます。<u>また、保育所において、プライバシー保護や権利擁護に関わる不適切な事案が生じた場合を想定し、対応方法等を明確にしておくことも必要です。</u></p> <p>(3) 評価の留意点 ○子どものプライバシーと<u>権利擁護</u>に配慮した保育の前提として、職員が、プライバシー保護や<u>権利擁護</u>に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、保育所の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して<u>周知徹底する</u>ことが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分であり、「b」評価とします。</p> <p>(略)</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。Ⅲ-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p>
<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p> <p>30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○ここで言う情報とは、複数の保育所の中から<u>保護者等</u>が自分の希望にそったものを選択するための資料となるよ</p>	<p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p> <p>30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○ここで言う情報とは、複数の保育所の中から<u>利用者</u>が自分の希望にそったものを選択するための資料となるよう</p>

改正後	現行
<p>うな、保護者の視点に立った情報を指します。このため、資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>な、保護者の視点に立った情報を指します。このため、資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>31 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p> <div data-bbox="189 562 1347 659" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="189 814 563 848" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○説明にあたっては、入園のしおりなど組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。また、前評価基準 (30)Ⅲ-1-(2)-①)と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>31 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p> <div data-bbox="1507 562 2665 659" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1507 814 1881 848" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○説明にあたっては、入園のしおりなど組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。また、前評価基準 (Ⅲ-1-(2)-①)と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>32 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p> <div data-bbox="189 1465 1442 1575" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="189 1759 563 1793" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p>32 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p> <div data-bbox="1507 1465 2754 1575" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div data-bbox="1507 1759 1881 1793" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> </div> <p>(1) 目的 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(保育所) ○就学に向けての小学校との連携については、「A11 A-1-(2)-⑩」で評価します。</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(保育所) ○就学に向けての小学校との連携については、「A-1-(2)-⑩」で評価します。</p>
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。(略)</p>	<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。(略)</p>
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公表を行っていない場合は、「c」評価とします。</p> <p>(保育所) ○要望や意見への対応については、「36 Ⅲ-1-(4)-③」で評価します。</p>	<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公表を行っていない場合は、「c」評価とします。</p> <p>(保育所) ○要望や意見への対応については、「Ⅲ-1-(4)-③」で評価します。</p>

改正後	現行
<p><u>35</u> Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○意見については、保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><u>35</u> Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】 (略)</div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">評価基準の考え方と評価の留意点</div> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○意見については、保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>36</u> Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】</div> <p>a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、<u>対応が十分ではない。</u></p> <p>c) 保護者からの相談や意見の把握<u>をしていない。</u></p> <p>評価の着眼点</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><input type="checkbox"/>職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p><input type="checkbox"/>意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p><u><input type="checkbox"/>相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</u></p>	<p><u>36</u> Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【判断基準】</div> <p>a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、<u>組織的かつ迅速に対応していない。</u></p> <p>c) 保護者からの相談や意見の把握、<u>対応が十分ではない。</u></p> <p>評価の着眼点</p> <p><u><input type="checkbox"/>相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</u></p> <p><u><input type="checkbox"/>対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</u></p> <p><input type="checkbox"/>職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p><input type="checkbox"/>意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>□職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>□意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p> <p><u>□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○対応マニュアル等においては、保護者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への経過と結果の説明、<u>公開</u>の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>□職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>□意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○対応マニュアル等においては、保護者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への経過と結果の説明、<u>公表</u>の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p> <p>37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(保育所)</u> ○保育所においては、特に睡眠中、プール活動・水遊び中、食事の場面では重大事故が発生しやすい状況にあります。子どもの主体的な活動を大切にしつつも、保育所として、「教育・保育施設等における事故防止及び事故</p>	<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p> <p>37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>発生時の対応のためのガイドライン」等をもとに、施設内外の環境整備や保育士等への研修を十分に行い、連携した対応ができる体制を整える必要があります。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○感染症に関するリスク(対策)については、次項「38 Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○感染症に関するリスク(対策)については、次項「Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。</p>
<p>38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p><input type="checkbox"/> 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</p> <p>(保育所)</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者への情報提供が適切になされている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> </div>	<p>38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p><input type="checkbox"/> 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</p> <p>(保育所)</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者への情報提供が適切になされている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> </div>
<p>39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>	<p>39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div>

改正後	現行
<p>評価の着眼点</p> <p>□災害時の対応体制が決められている。</p> <p>□立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>□子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>□食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>□防災計画等を整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○保育所においては、災害時に子どもの安全を確保する<u>ことが求められ、定期的な訓練等を通じた事前の対策が重要</u>です。</p> <p>○<u>また、災害等の発生に備え、行政や関係機関等との連携を図るとともに、あらかじめ対応を検討し、具体的な対応方針や計画を策定するなど、事前準備・事前対策を講じることが重要です。</u></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(保育所)</u> ○<u>なお、備蓄にあたっては、アレルギーのある子どもへの対応に関する視点も大切です。</u></p> <p>○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども、保護者及び職員の安否確認の方法を<u>確立</u>し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>□災害時の対応体制が決められている。</p> <p>□立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>□子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>□食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>□防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○保育所においては、災害時においても、子どもの安全を確保する<u>とともに保育を継続することが求められます。「事業（保育）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども、保護者及び職員の安否確認の方法を<u>確立</u>し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。</p>
<p>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保</p> <p>Ⅲ-2-(1) (略)</p>	<p>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保</p> <p>Ⅲ-2-(1) (略)</p>
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p> <p>42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) アセスメントにもとづく指導計画を<u>作成</u>するための体制が確立しており、取組を行っている。</p>	<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p> <p>42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に<u>策定</u>している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) アセスメントにもとづく指導計画を<u>策定</u>するための体制が確立しており、取組を行っている。</p>

改正後	現行
<p>b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。</p> <p>c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。</p>	<p>b) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。</p> <p>c) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。</p>
<p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 指導計画作成の責任者を設置している。</p> <p><input type="checkbox"/> アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</p> <p>(保育所)</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。</p> <p>(保育所)</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</p> <p>(保育所)</p> <p><input type="checkbox"/> 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</p> <p><input type="checkbox"/> 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</p>	<p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 指導計画策定の責任者を設置している。</p> <p><input type="checkbox"/> アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</p> <p>(保育所)</p> <p><input type="checkbox"/> 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</p> <p>(保育所)</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</p> <p>(保育所)</p> <p><input type="checkbox"/> 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</p> <p><input type="checkbox"/> 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準は、指導計画の作成に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な指導計画が作成されているか評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(略)</p> <p>(保育所)</p> <p>○保育所では、保育所保育指針等をふまえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した全体的な計画を作成します。指導計画は、全体的な計画にもとづき、子どもの発達や状況に応じ作成します。</p> <p>(略)</p> <p>○指導計画の作成にあたっては、保育所での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、指導計画作成の責任者を明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。</p> <p>【計画作成の責任者】</p> <p>(保育所)</p> <p>○指導計画作成の責任者については、必ずしも指導計画を直接作成する者を意味していません。作成にあたっては、職員の適切な役割分担と協力体制を整えることが必要であり、計画決定までを総括すること等が責任者に求められる役割です。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準は、指導計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な指導計画が策定されているか評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(略)</p> <p>(保育所)</p> <p>○保育所では、保育所保育指針等をふまえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成します。指導計画は、保育課程にもとづき、子どもの発達や状況に応じ作成します。</p> <p>(略)</p> <p>○指導計画の策定にあたっては、保育所での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、指導計画策定の責任者を明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。</p> <p>【計画策定の責任者】</p> <p>(保育所)</p> <p>○指導計画策定の責任者については、必ずしも指導計画を直接作成する者を意味していません。策定にあたっては、職員の適切な役割分担と協力体制を整えることが必要であり、計画決定までを総括すること等が責任者に求められる役割です。</p>

改正後	現行
<p>【アセスメント】 (略)</p> <p>【指導計画の作成】 (保育所) ○一人ひとりの子どもに応じた保育を行うためには、健康面への配慮、生活の場としての基本的な援助、子どもの発達の視点に立った援助、保護者の意向への配慮など総合的な視点から一人ひとりの子どもを捉えた上で、各保育所の全体的な計画に基づき、指導計画を作成することが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○アセスメントから計画作成、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子ども・保護者の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく保育の提供がなされているか、保育の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。</p> <p>○指導計画作成における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、保育所の状況に応じて異なりますので、保育所として指導計画の作成方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていることと評価します。</p> <p>(略)</p> <p>○子ども・保護者の意向の反映については、個別の指導計画等に子ども・保護者の意向が明示されていることによつて、意向を踏まえた計画が作成されていると評価します。3歳以上児について個別の指導計画が作成されていない場合には、子ども・保護者等の意向が書面に記載され、指導計画に反映されているかを確認します。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において、指導計画の作成・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、クラス等の指導計画、子ども数名分の指導計画、及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(保育所) ○3歳以上児については、一人ひとりの子どものアセスメントにもとづく指導計画の作成について評価します。</p> <p>(保育所) ○全体的な計画の作成については、「A1 A-1-(1)-①」で評価します。</p>	<p>【アセスメント】 (略)</p> <p>【指導計画の策定】 (保育所) ○一人ひとりの子どもに応じた保育を行うためには、健康面への配慮、生活の場としての基本的な援助、子どもの発達の視点に立った援助、保護者の意向への配慮など総合的な視点から一人ひとりの子どもを捉えた上で、各保育所の保育課程に基づき、指導計画を作成することが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子ども・保護者の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく保育の提供がなされているか、保育の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。</p> <p>○指導計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、保育所の状況に応じて異なりますので、保育所として指導計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていることと評価します。</p> <p>(略)</p> <p>○子ども・保護者の意向の反映については、個別の指導計画等に子ども・保護者の意向が明示されていることによつて、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。3歳以上児について個別の指導計画が策定されていない場合には、子ども・保護者等の意向が書面に記載され、指導計画に反映されているかを確認します。</p> <p>○評価方法は、訪問調査において、指導計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、クラス等の指導計画、子ども数名分の指導計画、及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。</p> <p>(略)</p> <p>(保育所) ○3歳以上児については、一人ひとりの子どものアセスメントにもとづく指導計画の策定について評価します。</p> <p>(保育所) ○保育課程の編成については、「A-1-(1)-①」で評価します。</p>
<p>43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点</p>	<p>43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○子ども一人ひとりに対する保育の質の向上を継続的に図るためには、作成した指導計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○子ども一人ひとりに対する保育の質の向上を継続的に図るためには、策定した指導計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p> <p>44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/>子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p><input type="checkbox"/>個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p><input type="checkbox"/>記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p><input type="checkbox"/>保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/>情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</p> <p><u>コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p> <p>44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/>子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p><input type="checkbox"/>個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p><input type="checkbox"/>記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p><input type="checkbox"/>保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p><input type="checkbox"/>情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○個人情報保護については、平成29年5月に施行された「個人情報の保護に関する法律」の改正の内容とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等への理解と、取組が求められます。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>○とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイドランスが公表されています。ガイドランスの対象とならない福祉施設・事業所にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイドランスに準拠した取組を行うことで保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○個人情報保護については「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」とともに、福祉・介護分野における個人情報保護に関するガイドライン等の理解と、取組が求められます。</p> <p>○厚生労働省は、「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成16年11月30日通達）」、「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成25年3月29日通達）」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日通知、平成18年4月21日改正、平成22年9月17日改正）を示しています。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>A-1 保育内容</p> <p>A-1-(1) 全体的な計画の作成</p> <p>A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p> <p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p> <p>A② A-1-(2)-① ~ A⑨ A-1-(2)-⑧ (略)</p> <p>A⑩ A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>A⑪ A-1-(2)-⑩ (略)</p> <p>A-1-(3) 健康管理 (略)</p> <p>A-1-(4) 食事 (略)</p> <p>A-2 子育て支援</p> <p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携 (略)</p> <p>A-2-(2) 保護者等の支援 (略)</p> <p>A-3 保育の質の向上</p> <p>A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価) (略)</p>	<p>A-1 保育内容</p> <p>A-1-(1) 保育課程の編成</p> <p>A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。</p> <p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p> <p>A② A-1-(2)-① ~ A⑨ A-1-(2)-⑧ (略)</p> <p>A⑩ A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>A⑪ A-1-(2)-⑩ (略)</p> <p>A-1-(3) 健康管理 (略)</p> <p>A-1-(4) 食事 (略)</p> <p>A-2 子育て支援</p> <p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携 (略)</p> <p>A-2-(2) 保護者等の支援 (略)</p> <p>A-3 保育の質の向上</p> <p>A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価) (略)</p>

改正後	現行
<p>A-1 保育内容</p> <p>A-1-(1) 全体的な計画の作成</p> <p>A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。</p> <p>b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。</p> <p>c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、保育に関わる職員の参画により、全体的な計画を作成しているかを評価します。また、全体的な計画の評価・改善の状況について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○全体的な計画は、保育所保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、保育所での生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、保育に関わる職員の参画により創意工夫して作成されるものです。</p> <p>○全体的な計画の作成により、保育所全体で組織的・計画的に保育に取り組むこと、一貫性・連続性のある保育実践を展開することが期待されています。</p>	<p>A-1 保育内容</p> <p>A-1-(1) 保育課程の編成</p> <p>A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成している。</p> <p>b) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。</p> <p>c) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成していない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> 保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 保育課程は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、保育に関わる職員の参画により、保育課程を編成しているかを評価します。また、保育課程の評価・改善の状況について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○保育課程は、保育所保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、保育所での生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、保育に関わる職員の参画により創意工夫して編成されるものです。</p> <p>○保育課程の編成により、保育所全体で組織的・計画的に保育に取り組むこと、一貫性・連続性のある保育実践を展開することが期待されています。</p>

改正後	現行
<p>○全体的な計画は、以下の事項を踏まえ作成されなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理念などをふまえ、保育所保育指針に基づき作成されている。 保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成されている。 地域の実態、子どもと家庭の状況や保育時間などを考慮し、子どもの発達過程に応じて、長期的見通しをもって作成されている。 子どもの生活の連続性、子どもの発達の連続性に留意している。 上記を踏まえ、保育所がそれぞれの特色を生かし創意工夫し、保育が実践できるよう作成している。 <p>○保育所の指導計画は、全体的な計画に基づき作成します。全体的な計画と指導計画による保育実践の振り返り、記録等を通して、全体的な計画の評価を行い、次の作成に生かしていくことが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点 ○保育所の理念、保育の方針が明文化されていない場合には、「c」評価とします。ただし、保育所の理念、保育の方針を全体的な計画には記載せず、別に定めている保育所もあります。</p> <p>○全体的な計画の作成方法を確認するとともに、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え全体的な計画に反映しているか、さらに、全体的な計画の評価・改善の状況について確認します。</p> <p>○本評価基準では、全体的な計画の作成について評価を行い、全体的な計画に基づく指導計画の作成は、「42 Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。</p>	<p>○保育課程は、以下の事項を踏まえ編成されなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理念などをふまえ、保育所保育指針に基づき編成されている。 保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成されている。 地域の実態、子どもと家庭の状況や保育時間などを考慮し、子どもの発達過程に応じて、長期的見通しをもって編成されている。 子どもの生活の連続性、子どもの発達の連続性に留意している。 上記を踏まえ、保育所がそれぞれの特色を生かし創意工夫し、保育が実践できるよう編成している。 <p>○保育所の指導計画は、保育課程に基づき作成します。保育課程と指導計画による保育実践の振り返り、記録等を通して、保育課程の評価を行い、次の編成に生かしていくことが必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点 ○保育所の理念、保育の方針が明文化されていない場合には、「c」評価とします。ただし、保育所の理念、保育の方針を保育課程には記載せず、別に定めている保育所もあります。</p> <p>○保育課程の編成方法を確認するとともに、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え保育課程に反映しているか、さらに、保育課程の評価・改善の状況について確認します。</p> <p>○本評価基準では、保育課程の編成について評価を行い、保育課程に基づく指導計画の策定は、「42 Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。</p>
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p> <p>A2 A-1-(2)-① ~ A4 A-1-(2)-③</p> <p>(略)</p>	<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p> <p>A2 A-1-(2)-① ~ A4 A-1-(2)-③</p> <p>(略)</p>
<p>A5 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>A5 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p> <p>b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもが主体的に活動できる環境を整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>

改正後	現行
<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u></p> <div data-bbox="222 636 1454 747" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>○保育所保育指針では、乳児保育に関わるねらい及び内容について、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」の3つの視点から記載されており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><u>A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u></p> <div data-bbox="1519 636 2739 747" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u></p> <div data-bbox="222 1524 1454 1623" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p><u>A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u></p> <div data-bbox="1519 1524 2739 1623" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 <u>○保育所保育指針では、1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容について、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域による記載がなされており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>○保育所保育指針では、3歳以上児の保育に関するねらい及び内容について、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域による記載がなされており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p><u>A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>A⑨ A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。 <input type="checkbox"/> 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。 <input type="checkbox"/> 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。 	<p><u>A⑨ A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。 <input type="checkbox"/> 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。 <input type="checkbox"/> 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。

改正後	現行
<p>□子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。</p> <p>□保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</p> <p>□必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</p> <p>□職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。</p> <p>□保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>□子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。</p> <p>□保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</p> <p>□必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</p> <p>□職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。</p> <p>□保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A10 A-1-(2)-⑨ <u>それぞれの子どもの在園時間を考慮した</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) <u>それぞれの子どもの在園時間を考慮した</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>b) <u>それぞれの子どもの在園時間を考慮した</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) <u>それぞれの子どもの在園時間を考慮した</u>保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。</p> <p>評価の着眼点</p> <p>□1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</p> <p>□家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</p> <p>□子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</p> <p>□年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</p> <p>□<u>子どもの在園時間や生活リズム</u>に配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</p> <p>□子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</p> <p>□担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</p>	<p>A10 A-1-(2)-⑨ <u>長時間にわたる保育のための</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) <u>長時間にわたる保育のための</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p> <p>b) <u>長時間にわたる保育のための</u>環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) <u>長時間にわたる保育のための</u>保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。</p> <p>評価の着眼点</p> <p>□1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</p> <p>□家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</p> <p>□子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</p> <p>□年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</p> <p>□<u>保育時間の長い子ども</u>に配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</p> <p>□子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</p> <p>□担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</p>

改正後	現行
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、<u>それぞれの子どもによって在園時間が異なることや</u>、長時間にわたる保育を考慮した環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○子どもの発達過程、生活のリズムや在園時間及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>○在園時間の長い子どもに対しておやつや軽食を提供する場合は、子どもの生活リズムを視野に入れ、1日の食事の時間や量・内容などを保護者と情報交換し、献立について配慮することも必要です。</p> <p>(略)</p> <p>○在園時間が長い場合においては、家庭との緊密な連携により、子どもの生活の様子や育ちの姿を伝え合い、子どもの思いや1日の全体像について理解を共有するなどの取組も大切です。また、保護者の心身の状況にも配慮する必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点 ○指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを確認するとともに、在園時間の長い子どもに配慮した環境の整備や保育内容・方法、保育士間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施されているか等について確認します。</p> <p>(略)</p> <p>○本評価基準に言う「<u>在園時間が長い</u>」とは「延長保育事業」に限らず、通常の保育が長時間にわたることも含みます。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、長時間にわたる保育のための環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>○保育時間の長い子どもに対しておやつや軽食を提供する場合は、子どもの生活リズムを視野に入れ、1日の食事の時間や量・内容などを保護者と情報交換し、献立について配慮することも必要です。</p> <p>(略)</p> <p>○長時間にわたる保育においては、家庭との緊密な連携により、子どもの生活の様子や育ちの姿を伝え合い、子どもの思いや1日の全体像について理解を共有するなどの取組も大切です。また、保護者の心身の状況にも配慮する必要があります。</p> <p>(3) 評価の留意点 ○指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを確認するとともに、保育時間の長い子どもに配慮した環境の整備や保育内容・方法、保育士間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施されているか等について確認します。</p> <p>(略)</p> <p>○本評価基準に言う「<u>長時間にわたる保育</u>」とは「延長保育事業」に限らず、通常の保育が長時間にわたることも含みます。</p>
<p>A11 A-1-(2)-10 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <p>b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p>	<p>A11 A-1-(2)-10 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p> <p>b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がしていない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○保育内容は、学びに向かう際に基礎となる自尊感情を育むこと、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどが基本です。活動の中で文字や数等を扱う場合でも、生活と遊びを通して、自然に子どもたち認識されるよう配慮することが必要です。</p> <p>○保育所の子どもが、小学校を訪問したり、小学生との交流する機会等を設けて、子どもが小学校の生活に対する見通しを持てるようにすることも重要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○保育内容は、学びに向かう際に基礎となる自尊感情を育むこと、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどが基本です。活動の中で文字や数等を扱う場合でも、生活と遊びを通して、自然に子どもたち認識されるよう配慮することが必要です。</p> <p>○保育所の子どもが、小学校を訪問したり、小学生との交流する機会等を設けて、子どもが小学校の生活に対する見通しを持てるようにすることも重要です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p> <p>A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。 (略)</p>	<p>A-1-(3) 健康管理</p> <p>A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。 (略)</p>
<p>A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/>健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。</p> <p><input type="checkbox"/>健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/>家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、健康診断・歯科健診の結果について職員へ周知し保育所における保育に反映させる取組、および保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に生かせるよう保護者への連絡を行っているかについて評価します。</p>	<p>A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/>健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。</p> <p><input type="checkbox"/>健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/>家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、健康診断・歯科健診の結果について職員へ周知し保育所における保育に反映させる取組、および保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に生かせるよう保護者への連絡を行っているかについて評価します。</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A14 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。</p> <p><input type="checkbox"/> 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>A14 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【判断基準】 (略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/> アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。</p> <p><input type="checkbox"/> 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-1-(4) 食事</p> <p>A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>A-1-(4) 食事</p> <p>A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>

改正後	現行
<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○食育、食に関する取組が、保育内容の一環として保育の計画（全体的な計画・指導計画）に位置づけられていることを確認し、子どもが食事を楽しむことができる工夫・取組を確認します。 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 ○食育、食に関する取組が、保育内容の一環として保育の計画（保育課程・指導計画）に位置づけられていることを確認し、子どもが食事を楽しむことができる工夫・取組を確認します。 (略)</p>
<p>A16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○保育所での食事の提供は、食育に位置づけられていることから、食事の提供を含む食育の計画を作成する必要があります。 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>A16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○保育所での食事の提供は、食育に位置づけられていることから、食事の提供を含む食育の計画を策定する必要があります。 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

改正後	現行
<p>○食物アレルギーや慢性疾患等のある子どもへの対応については、「A14 A-1-(3)-③」で評価します。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>A-2 子育て支援</p> <p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p> <p>A17 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、子どもの発達や保育の意図などについて保護者等の理解を得ることにより、子どもの生活を充実させるための家庭との連携の取組について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○保育所の保育の方針や全体的な計画の内容、日々の保育の意図などについて、入所時、日々の送迎の際の対話や連絡帳、行事、懇談会などの機会をとらえ、保護者が理解しやすい方法で伝えていくことが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○子どもや保護者の状況や意向を踏まえた指導計画の作成については、「42Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。</p>	<p>A-2 子育て支援</p> <p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p> <p>A17 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、子どもの発達や保育の意図などについて保護者等の理解と得ることにより、子どもの生活を充実させるための家庭との連携の取組について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○保育所の保育の方針や保育課程の内容、日々の保育の意図などについて、入所時、日々の送迎の際の対話や連絡帳、行事、懇談会などの機会をとらえ、保護者が理解しやすい方法で伝えていくことが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○子どもや保護者の状況や意向を踏まえた指導計画の策定については、「42Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。</p>
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p> <p>A18 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>	<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p> <p>A18 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>○なお、本評価基準では、保育所を利用する保護者への支援について評価します。保育所を利用していない地域の子育て家庭への支援については、「26Ⅱ-4-(3)-①」「27Ⅱ-4-(3)-②」で評価します。</u></p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>A19 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、<u>在園児に限らず</u>、家庭での虐待等権利侵害を受けていると疑われる子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防のための取組について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○児童虐待防止法第5条では、「学校、児童福祉施設、病院、<u>都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター</u>その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、<u>歯科医師</u>、保健師、<u>助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員</u>その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。 また、「児童虐待の予防」「児童虐待の防止」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」に関する国及び地方公共団体の施策への協力への努力義務が規定されています。 さらに、「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発」への努力義務が規定されています。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>A19 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準では、家庭での虐待等権利侵害を受けていると疑われる子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防のための取組について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 ○児童虐待防止法第5条では、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。 また、「児童虐待の予防」「児童虐待の防止」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」に関する国及び地方公共団体の施策への協力への努力義務が規定されています。 さらに、「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発」への努力義務が規定されています。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-3 保育の質の向上</p> <p>A-3- (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>A-3 保育の質の向上</p> <p>A-3- (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>

改正後	現行
<p>A20 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準は、保育士等が保育の計画（全体的な計画と指導計画）や保育の記録を通して、自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上を図るための取組について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○保育士等の自己評価は、自らの保育実践と子どもの育ちを振り返り、次の保育に向けて改善を図り、保育の質の向上を図ることが目的であり、保育実践の改善のために行うものです。振り返りの視点として「子どもの育ちを捉える視点」と「自らの保育を捉える視点」があります。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>A20 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 ○本評価基準は、保育士等が保育の計画（保育課程と指導計画）や保育の記録を通して、自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上を図るための取組について評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○保育士等の自己評価は、自らの保育実践と子どもの育ちを振り返り、次の保育に向けて改善を図り、保育の質の向上をさせることが目的あり、保育実践の改善のために行うものです。振り返りの視点として「子どもの育ちを捉える視点」と「自らの保育を捉える視点」があります。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>